

齋場利用区域の見直しと  
齋場使用料の見直しについて（案）

令和4年8月  
上田地域広域連合

## 目次

### 斎場利用区域の見直しと斎場使用料の見直しについて（案）

1	見直しの趣旨	P 1
2	見直し内容	P 1
	（ 1 ） 斎場利用区域の見直しについて	P 1
	（ 2 ） 斎場使用料の見直しについて	P 2
	人体の場合	P 2
	ア 組織市町村の住民の場合の斎場使用料について	P 2
	イ 組織市町村以外の住民の場合の斎場使用料について	P 3
	ペットの場合	P 4
	ア 組織市町村の住民の場合の斎場使用料について	P 4
	イ 組織外市町村の住民の場合の斎場使用料について	P 5

## 斎場利用区域の見直しと斎場使用料の見直しについて（案）

### 1 見直しの趣旨

大星斎場及び依田窪斎場は、それぞれの斎場を所管していた上田地域広域行政事務組合及び依田窪広域行政事務組合が平成 10 年 3 月末日に解散し、同年 4 月 1 日に新たに発足した上田地域広域連合に移管されました。

その際、斎場ごとに設定されていた利用区域の廃止と斎場使用料の見直しが検討されましたが、組織市町村の合意が得られず、従前の利用区域及び斎場使用料を引き継いでいます。

また、大星斎場及び依田窪斎場は、施設の建設からそれぞれ 50 年と 26 年が経過し、施設の老朽化や設備の劣化が進んでいます。特に、大星斎場については、施設の更新時期に近づいています。両斎場とも計画的な修繕や更新に努める等、施設の延命化を図るための適切な管理運営を行っているところです。

広域連合発足から 20 年以上が経過し、社会情勢の変化に伴う利用者ニーズへの対応や、依田窪斎場に比べて稼働率が高い大星斎場の負担軽減を図る必要から、斎場利用区域の見直しと斎場使用料の見直しをするものです。

### 2 見直し内容

#### (1) 斎場利用区域の見直しについて

【案】現行の利用区域を廃止する。

	現行の利用区域
大星斎場	上田市（旧上田市、旧真田町） 東御市、青木村
依田窪斎場	上田市（旧丸子町、旧武石村） 長和町



**利用区域の廃止**

#### 【見直しの理由】

大星斎場及び依田窪斎場は、それぞれの広域行政組合により運営されていたため、利用できる斎場も指定され、上田地域広域連合の発足後も、その利用区域は引き継がれ現在に至っています。

また、昨年 11 月に大星斎場及び依田窪斎場を利用する葬祭業者 8 社に対し、斎場の利用区域を廃止した場合の利用要望がどの程度あるのかアンケートを実施したところ、東御市などの住民の依田窪斎場への利用が年間約 80 件見込めるとの結果が得られました。

このほか、アンケートからは、大星斎場は利用者が多いため利用者が予約したい時間帯（正午から午後 2 時に葬儀が行うことができる火葬時間）で予約することができない場合があり、比較的利用者が少ない依田窪斎場が利用できると利用者の利便性が向上するといった意見がありました。

一方、老朽化が進む両斎場につきましては、大星斎場の令和 3 年度における年間の稼

働率（別冊資料 p1～2：表1・2、グラフ1・2参照）が依田窪斎場と比較して約1.7倍と高く、設備等への負荷も大きいことから、依田窪斎場の利用件数を増やすことにより、大星斎場の負担軽減を図ることが期待できます。

こうした理由から、大星斎場及び依田窪斎場の利用区域を廃止して斎場利用者の利便性を図るとともに、老朽化が進む大星斎場の負担軽減を図り両斎場の安定した運営につなげるものです。

（２）斎場使用料の見直しについて

人体の場合

ア 組織市町村の住民の場合（以降、組織内住民という。）の斎場使用料について

【案】組織内住民の斎場使用料については一部を除き、現行のとおりとする。

【案】大星斎場と依田窪斎場の使用料の差については、現行のとおりとする。

組織内住民（人体）の斎場使用料（案）

施設名	区分	組織内住民の斎場使用料			
		12歳以上	12歳未満	死胎	胞衣その他 身体の一部
大星斎場	現行	14,000円	11,000円	3,000円	2,000円
	見直し案	14,000円	11,000円	3,000円	2,000円
	（増減）				
依田窪斎場	現行	18,000円	17,000円	15,000円	3,000円
	見直し案	18,000円	14,000円	4,000円	3,000円
	（増減）		3,000円	11,000円	

【見直しの理由】

（ア）斎場運営における公費と受益者負担（斎場使用料）の割合について条例等での規定はありませんが、現在は両斎場とも火葬単価の3割程度を受益者負担としています。（別冊資料 p2：表3参照）

今回の利用区域の廃止に伴い、大星斎場から年間80件程度が依田窪斎場に移行することが想定され、両斎場とも現行の受益者負担（約3割）維持できること、（別冊資料 p2：表4参照）また、県内他圏域の組織市町村住民の斎場使用料（別冊資料 p3：グラフ3参照）と比較しても大きな差異がないことから、組織内住民の斎場使用料については一部を除き、現行のとおりとします。

ただし、依田窪斎場における「12歳未満」及び「死胎」の各区分の使用料が大星斎場の使用料と比較して割高になっているため、大星斎場における各区分の使用料の割合や県内他圏域の斎場使用料を参考に使用料を改定します。

（イ）大星斎場は、火葬炉ホールと収骨室が同じ空間にあることから、仕切りがあるとはいえ、火葬ホールの利用者と収骨室の利用者が鉢合わせすることもあり、ご遺族の心情やプライバシーに配慮した施設配置となっていないこと、また、待合室内のバリアフリー化が進んでいないことなどの課題があります。

一方、依田窪斎場は、火葬炉ホールと収骨室が独立しており、大星斎場と比較すればプライバシーに配慮した施設といえます。また、令和元年度にスロープの設置などバリアフリー化が進んでいます。

以上のことから、大星斎場と依田窪斎場の各区分における使用料の差については、両斎場の施設仕様（ご遺族のプライバシー配慮の有無やバリアフリー化等）に大きな格差があるため、現行のとおりとします。

イ 組織市町村以外の住民の場合（以降、組織外住民という。）の斎場使用料について

【案】組織外住民の使用料は、組織内住民の使用料の3倍とする。

組織外住民（人体）の斎場使用料（案）

施設名	区分	組織外住民の斎場使用料			
		12歳以上の 人体	12歳未満 の人体	死胎	胞衣その他 身体の一部
大星斎場	現行	21,000円	16,000円	7,000円	4,000円
	見直し案	42,000円 (14,000円×3)	33,000円 (11,000円×3)	9,000円 (3,000円×3)	6,000円 (2,000円×3)
	(増減)	21,000円	17,000円	2,000円	2,000円
依田窪斎場	現行	28,000円	27,000円	25,000円	10,000円
	見直し案	54,000円 (18,000円×3)	42,000円 (14,000円×3)	12,000円 (4,000円×3)	9,000円 (3,000円×3)
	(増減)	26,000円	15,000円	13,000円	1,000円

「見直し案」の欄中、( )内は「組織内住民の斎場使用料×3倍」を示す

【見直しの理由】

斎場の運営は、組織市町村負担金（税金）と斎場使用料（受益者負担）が充てられています。そのため組織外の利用者が負担する斎場使用料については、原則、火葬単価相当額をご負担いただく必要があると考えます。

また、組織外住民の斎場使用料については、県内他圏域の斎場が組織内住民の使用料の2倍から5倍（平均3.4倍）の使用料を設定（別冊資料 p3：グラフ4参照）しています。以上のことから、他圏域の斎場使用料との均衡を考慮し、平均値を参考に、組織内住民の使用料の3倍とすることが相当と考えます。

ペットの場合

ア 組織市町村の住民の場合の斎場使用料について

【案】「単独の場合」、現行のとおりとする。

【案】「合同の場合」、両斎場の使用料を統一し、改定する。

組織内住民（ペット）の斎場使用料（案）

炉使用 の別	施設名	区 分	組織内住民の斎場使用料		
			10 kg未満	10 kg以上 30 kg未満	30 kg以上
単 独 (*1)	大星斎場	現 行	7,000 円	10,000 円	13,000 円
		見直し案	7,000 円	10,000 円	13,000 円
		(増 減)			
	依田窪斎場	現 行	7,000 円	10,000 円	13,000 円
		見直し案	7,000 円	10,000 円	13,000 円
		(増 減)			
合 同 (*2)	大星斎場	現 行	3,000 円	5,000 円	12,000 円
		見直し案	2,000 円	4,000 円	6,000 円
		(増 減)	1,000 円	1,000 円	6,000 円
	依田窪斎場	現 行	1,000 円	2,000 円	5,000 円
		見直し案	2,000 円	4,000 円	6,000 円
		(増 減)	1,000 円	2,000 円	1,000 円

\*1 「単独」とは、ペットの遺骨を持ち帰るため、予約をして火葬する場合。

\*2 「合同」とは、ペットの遺骨を持ち帰らず、他のペットと一緒に火葬する場合。

【見直しの理由】

(ア) 両斎場のペットの火葬件数は、別冊資料 p4～5：表5のとおりです。両斎場とも「単独」の場合、現行の使用料は同額であり、また、県内他圏域の斎場の使用料（別冊資料 p5：表6参照）と比較しても大きな差はないため、現行のとおりとします。

(イ) 「合同」の場合、現行、依田窪斎場の使用料に比べて、大星斎場の使用料が2.4倍～3倍割高になっているため、県内他圏域の斎場の使用料を参考に、両斎場の使用料を統一するとともに、使用料を改訂します。

イ 組織外市町村の住民の場合の斎場使用料について

【案】組織外住民の使用料は、組織内住民の使用料の3倍とする

組織外住民（ペット）の斎場使用料（案）

炉使用 の別	施設名	区 分	組織外住民の斎場使用料		
			10 kg未満	10 kg以上 30 kg未満	30 kg以上
単 独	大 星 斎 場	現 行	8,000 円	15,000 円	20,000 円
		見直し案	21,000 円 (7,000 円×3)	30,000 円 (10,000 円×3)	39,000 円 (13,000 円×3)
		(増減)	13,000 円	15,000 円	19,000 円
	依田窪斎場	現 行	8,000 円	15,000 円	20,000 円
		見直し案	21,000 円 (7,000 円×3)	30,000 円 (10,000 円×3)	39,000 円 (13,000 円×3)
		(増減)	13,000 円	15,000 円	19,000 円
合 同	大 星 斎 場	現 行	6,000 円	10,000 円	18,000 円
		見直し案	6,000 円 (2,000 円×3)	12,000 円 (4,000 円×3)	18,000 円 (6,000 円×3)
		(増減)		2,000 円	
	依田窪斎場	現 行	6,000 円	10,000 円	18,000 円
		見直し案	6,000 円 (2,000 円×3)	12,000 円 (4,000 円×3)	18,000 円 (6,000 円×3)
		(増減)		2,000 円	

「見直し案」の欄中、( )内は「組織内住民の斎場使用料×3倍」を示す。

【見直しの理由】

人体の場合における組織外住民の斎場使用料の考え方に合わせました。